

和歌山県 御坊市地域おこし協力隊募集要項

1. 募集背景（移住定住関連）

本市では、わかやま空き家バンク制度（※1）を活用し、空き家の有効活用と移住・定住の促進に取り組んでいます。しかし、空き家バンクへの登録物件は十分とは言えず、空き家所有者への働きかけや物件の掘り起こし、制度の周知などが課題となっています。空き家は住まいとしてだけでなく、店舗やゲストハウス、交流拠点など、多様な可能性を持つ地域資源です。これらの空き家を活用し、新たな人の流れや地域のにぎわいを創出することで、地域内外の多くの人から「住みたい!」「暮らしたい!」「挑戦したい!」と思われるまちづくりを進めていくことが期待されています。

そこで、地域住民や空き家所有者、住宅協力員などと連携しながら、地域外の視点や新たな発想を活かして空き家の掘り起こしや利活用の提案、移住・定住支援、情報発信に取り組み、空き家を地域の新たな価値へとつなげる地域おこし協力隊を募集します。

2. 募集人数

1名

3. 募集条件

- (1) 応募時に3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域）に居住していて、隊員として採用された場合は、御坊市内に居住し、住民票を異動させることができる方（家族での居住も可能）
- (2) 年齢20歳以上、40歳未満の方（令和9年4月1日時点）
- (3) 本事業終了後も引き続き本市に定住する意思のある方
- (4) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることができる方
- (5) 普通自動車運転免許を持っている方
- (6) パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で誠実に職務ができる方
- (8) 活動に際して、市の条例、規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

4. 業務内容

- (1) 効果的なわかやま空き家バンク運営に関する業務
 - ・ 空き家所有者への訪問・相談対応、現地確認、登録手続き等の支援（住宅協力員（※2）との調整）
 - ・ 空き家情報の収集、空き家バンク制度の周知・活用促進
 - ・ 空き家物件案内対応（空き家所有者・移住希望者の日程調整等）
- (2) 御坊市への移住・定住支援に関する業務
 - ・ 首都圏等で実施される移住フェア・相談会への参加
 - ・ 移住希望者への相談対応
 - ・ シティプロモーション活動
- (3) 「住みたい」「暮らしたい」「挑戦したい」を発信する移住者目線の情報発信業務
 - ・ SNS での情報発信（空き家情報、移住者視点情報等）
- (4) その他、企画政策課が所管する業務の支援

※1 わかやま空き家バンクとは・・・「空き家バンク」とは、県・市町村が住民から空き家等の情報登録を受け、空き家等の利用希望者に情報提供を行う制度です。自治体は売買・賃貸借契約には関与しません。

和歌山県には、県と市町村が協力して運営する「(県) わかやま空き家バンク」と、市町村が独自に運営する「(市町) 空き家バンク」があり、これらに登録された物件情報を合わせて掲載しています。

※2 住宅協力員とは・・・「住宅協力員」とは、市町村等と連携して空き家の賃貸借等に係る宅地建物取引の契約支援を行う者で、『わかやま和み暮らし推進協議会住宅部会』で登録しています。

民間不動産会社の物件情報のうち、住宅協力員が業務に従事している宅地建物取引事業者が取り扱う物件情報について掲載しています。

（引用元：和歌山県移住ポータルサイト「わかやま LIFE（住まいポータル）」：
<https://www.wakayamagurashi.jp/house/>）

5. 活動地域

御坊市内を中心に、研修など活動内容によっては市外での活動もあります。

6. 採用形態

パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）として市が直接任用します。

7. 任用期間

任用した日から同一年度の年度末まで

※うち任用した日から1か月は、条件付採用期間となります。

※任用の日を起算日として最長3年まで更新を行うことができます。

※協力隊として相応しくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができることとします。

8. 活動時間

勤務時間：8時30分から17時まで（休憩1時間あり） 4週8休

週37時間30分 勤務日は応相談

※業務の状況によっては、土・日・祝日の勤務もあります。休日に出勤した場合は、必要に応じ所属長が別途、休日を定めます。

9. 勤務地

御坊市役所 企画政策課内（和歌山県御坊市藺 350 番地2）

10. 報酬

(1) 月額：210,000円（支給日：翌月16日）

(2) 期末・勤勉手当：6月、12月

※初年度及び勤務開始時期によって満額ではない場合があります。

11. 福利厚生等

アパートなどの家賃、活動に係る車両燃料費、活動旅費、研修費、その他隊員の活動に必要な経費は、予算の範囲内において活動費から支出します。

住居	民間の賃貸住宅を不動産業者と市で契約し、市が借上料として支払います。(月額50,000円が上限)
----	--

	ただし、敷金、礼金、光熱水費等は隊員の自己負担となります。
車両	活動に使用する自動車は、市公用車を用意します。
燃料費	活動に必要な燃料費は、予算の範囲内において負担します。
その他 活動費用等	勤務時間中、使用するパソコン及びプリンターは、市の備品を貸与します。 研修参加に伴う参加費及び旅費その他隊員としての活動に必要な経費は、事前に協議し、予算の範囲内で対応します。
社会保険等	市で健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。（保険料等は、報酬から控除されます。） 通勤費用弁償（手当）：通勤距離が片道 2km 以上の場合、支給します。 年に 1 回（10 月末頃）、健康診断を実施します。
休暇等	6 か月以上の任期の場合は、採用日に年次有給休暇を 10 日付与します。※採用日から 1 か月間は条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。 その他、特別休暇（服喪休暇、結婚休暇等）があります。
兼業	市と隊員が協議のうえ、協力隊活動に支障がない範囲で、市長が認めた場合に限りします。

12. 応募方法

郵送・メール又は電子申込により行ってください。

※郵送で提出する場合は、募集期間内の消印有効とし、書留その他の到着を確認できる方法にて行ってください。

メールの場合は、メールの表題に「地域おこし協力隊採用募集」と明記し、送信後、電話にて御坊市役所企画政策課へ到着の確認をしてください。

メール又は電子申込の場合、住民票抄本及び運転免許証については、PDF 又は画像データを添付してください。

<郵送・メールの場合>

(1) 提出書類

- ・ 御坊市地域おこし協力隊申込書 1 部
- ・ 住民票抄本 1 部 （応募受付開始日以降のもの）

- ・ 普通自動車運転免許証のコピー（両面）、在留カードの写し等

(2) 提出先

「15. 問い合わせ先」を参照ください。

<電子申込の場合>

電子申込は、次の URL 又は二次元コードから申し込んでください。

<https://logoform.jp/form/eUsp/1168175>

※送信後、一週間を過ぎても連絡がない場合は、お問い合わせください。



13. 応募受付期間

令和8年10月12日（月）から令和8年11月30日（月）まで

※期間終了後も採用候補者が決定していない場合は、応募期間を延長します。

14. 審査方法

○一次審査：書類審査

結果は、11月中旬に通知します。（応募時期によって異なります。）

○二次審査：面接試験

予定11月下旬（応募時期によって異なります。）

※日時は確定次第、連絡します。

場所：御坊市役所

※二次審査のために必要な交通費等は、すべて応募者の負担となります。

※結果は、12月上旬に通知します。（応募時期によって異なります。）

15. 問い合わせ先

〒644-8686

和歌山県御坊市藺350番地2

御坊市役所企画政策部企画政策課

TEL：0738-23-5518

FAX：0738-24-2121

E-mail : kikaku@city.gobo.lg.jp

16. 留意事項

- (1) 提出された書類は、一切返却できません。また、提出された個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。
 - (2) 審査の通過及び結果に関する問い合わせには応じられません。
 - (3) 不明な点等についてお電話で問い合わせいただく場合は、月曜日から金曜日までの開庁時間（８時３０分から１７時１５分まで）に「15.問い合わせ先」にお問い合わせください。
- ※ 土・日・祝日及び開庁時間外のお問い合わせは、メールまたはFAXにてお受けします。